

★★★  
経営改善  
再生支援  
強化型

# 経営改善 サポート保証

多くの中小企業者が資材高騰や物価高、人手不足等による影響を受けている中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的に創設された制度です。

## 本制度の 特徴

保証料率

0.3%!

保証期間

最大15年!

据置期間

最大3年!

ご利用  
いただける方

認定支援機関等の助言により作成した**事業再生計画**<sup>\*</sup>に従って事業再生を行い、金融機関に対して**計画の実行及び進捗の報告**を行う中小企業者。

<sup>\*</sup>当該計画にかかる債権者全員の合意が成立したものに限り。

詳しくは裏面をご覧ください

ご利用にあたっては、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。



## 《 経営改善サポート保証 制度の概要 》

	全国統一保証制度 経営改善サポート保証(経営改善・再生支援強化型)	和歌山県制度 資金繰り安定資金(経営改善・事業再生枠)
保証対象	<p>以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>② 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</li> <li>④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画</li> <li>⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</li> <li>⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</li> <li>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</li> <li>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの</li> <li>⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</li> <li>⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</li> <li>⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画</li> <li>⑫ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画</li> </ol>	
資金使途	事業再生計画の実施に必要な資金	
保証限度額	<p>2億8,000万円（組合等の場合：4億8,000万円） ※全国統一保証制度と和歌山県制度及び複数の保証協会利用分を合算した保証限度額</p> <p>※資金繰り安定資金(経営改善・事業再生枠)単体の融資限度額：1億6,000万円</p>	
保証割合	<p>責任共有対象(80%保証)</p> <p>※次の①または②に該当する場合は例外的に責任共有対象外(100%保証)となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借り換える場合</li> <li>②危機関連保証の指定期間中に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借り換える場合</li> </ol>	
保証料率	<p>国の保証料補助によりお客様負担は <b>0.3%</b></p> <p>補助前：責任共有対象 0.8% (経営者保証免除対応を適用する場合 1.0%) 責任共有対象外 1.0% (経営者保証免除対応を適用する場合 1.2%) 尚、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外。</p>	
保証期間	<b>15年以内(据置期間3年以内)</b> 一括返済の場合は1年以内	
担保	必要に応じて徴求	
保証人	原則、法人代表者のみ ※経営者保証免除対応の場合、保証人は不要。	
融資利率	金融機関所定利率	<p>運転資金 設備資金</p> <p>1.4%以内</p>
		<p>返済資金</p> <p>責任共有対象の場合：2.0%以内 責任共有対象外の場合：1.8%以内</p>
申込方法	金融機関経由	県融資制度取扱金融機関
取扱期間	令和7年3月14日～令和8年3月31日申込受付分	令和7年4月1日～令和8年3月31日申込受付分
備考	貸付実行後は、金融機関に対して定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。	

※本資料の内容は、令和7年4月時点のものです。

